

広報とよおか



福島棚田オーナー田植え

ずっと ふるさと、もっと とよおか。

7
平成29年
月号
VOL.316

おしらせ宅配便	2ページ	笑顔きらきら子育てひろばです	21ページ
こんにちは農業委員会です	17ページ	こちら消防団です！！	22ページ
フォトリポート	18ページ	だいち便り	23ページ
元気が大好き♪	20ページ	くらしの情報	24ページ

対策委員会での質問・意見・要望	事業者等の回答（JR東海等）
	ます。リニア計画に私は夢を持っています。どうか村を二分するような、お互いを批判中傷したり、デタラメなニュースを出したりする事なく、日本のために地域のために豊丘のために、みんな一生懸命やろうじゃありませんか。

(2) 中部電力より

- リニア中央新幹線への運転用電力供給事業の進捗状況等の説明
 - 1) リニア工事用電源の供給のための配電線工事について、林道大島虻川線の電柱工事を5月下旬から実施したい。
 - 2) 下伊那変電所（佐原）について 造成計画説明。変電所よりの送電計画説明。
 - 3) 国有林内の鉄塔5基の地質調査方法時期の説明

○質疑応答

対策委員会での質問・意見・要望	事業者等の回答（中部電力）
⑦工事業者は決定しているか? また、その業者の従業員宿舎などの計画は?	⇒まだ請負業者は決まっていません。変電所工事を平成30年着手予定としていますが、来年あたりの請負業者決定となり、送電線工事がその翌年頃決まると思われます。事務所等の位置は決定していません。
⑧JR資料とリンクした、もう少し位置関係が解りやすい資料を作っていただきたい。	⇒スライドで、変電所、送電線の説明。次回リンクした解りやすい資料を提示します。
⑨地区の鉄塔建設説明会の折りに、村道月の木線の拡幅や水道施設への対応を要望した。説明してほしい。	⇒福島区については、概要の説明をさせていただいております。その中の要望については、記録もありますので、今後確認をしながら道路利用させていただきたいと思います。その際は協議をお願いします。
⑩変電所の敷地からの雨水について、降水量と集まる水の量について予測値があるのか? あれば資料提供いただきたい。	⇒現在設計を進めているところです。JRの説明と同様長野県の基準に従い設計していきます。時間100mm~130mm程度の雨量、調整池の容量は5,000m ³ ~7,000m ³ となります。

(3) 長野県より

○リニア中央新幹線事業の進捗状況等の説明

長野県は、リニア本線工事の用地交渉契約業務を受託しています。坂島非常口については契約締結が完了しました。戸中非常口については、契約に至っていませんが、早い時期に契約できるように交渉を進めております。

(4) 豊丘村より

○今後の進め方

確認文書の取り交わしについて

「中央新幹線建設に伴う豊丘村内における道路改良工事及び工事用車両通行等に関する確認書」の原案について説明。本山発生土置き場候補地については、保安林解除等についてJRで進めています。候補地が認められると言うのは、林野庁の保安林解除ができないと発生土処分は行えません。そこで、坂島のヤード整備と道路改良、工事用車両の運行については別と村では考えています。そのための「確認書」を取り交わすよう原案をお示しました。運行路となる林区、田村区の皆さんとも協議を進めた上で原案となっています。〔条文内容概略説明〕

本日ご質問をいただきますが、各団体へ持ち帰ってご協議いただいたうえで、再協議させていただきます。

坂島工区についての確認書である。県道長沢田村線については、長野県の管理となる為、入れていません。

○質疑応答

対策委員会での質問・意見・要望	豊丘村・事業者等の回答（JR東海）
⑪内容でなく、締結までのスケジュールはどう考えてありますか?	⇒(豊丘村より)次回のリニア対策委員会を2週間後くらいに実施させていただきます。5月26日に実施したいと考えています。その日に、ご意見を頂戴して詰めていきたいと考えています。質問事項は、5月23日までに村のリニア対策室へお寄せいただきたい。

○トンネル等工事に向けた道路改良工事について

村の考え方として、今回原案を提示している「確認書」について対策委員会として了解であると言う確認が取れたら、JR東海との間に締結していくたい。そうしましたら道路改良などの工事着工に了解したとしたい。

市瀬会長(司会) ご意見は? では了解したと言う事にさせていただきます。

○本山発生土置き場予定地の今後の進め方について

「豊丘村内発生土置き場（本山）における環境の調査及び影響検討の結果について」長野県からの助言に対して、JRにより回答をまとめています。これについて示されましたが、JRに説明いただき、リニア対策委員の質疑等の内容を確認する中で、保安林解除申請の村の意見書を出していきたい。期限は特に決めていません。

JR澤田部長 現在回答を作成中です。県への報告の日付はまだ決めていません。長野県に報告した後に改めて報告（説明）したいと思います。

市瀬会長(司会) ご意見は? ではご承知いただきたい。

次回 リニア対策委員会開催予定 5月26日（金）19:00～ としたい。確認了承

8. 閉会

5月26日に第8回リニア対策委員会を開催しました。各団体よりいただいたご意見により、確認書(案)の修正をして提案し議論いただきました。委員の皆さんにご理解いただき、全会一致で了承いただきました。これを受け村では5月31日にJR東海旅客鉄道株式会社との間で「中央新幹線建設に伴う豊丘村内における道路改良工事及び工事用車両通行等に関する確認書」を締結いたしました。第8回リニア対策委員会の議事録は次号の広報に掲載します。確認書は4、5ページに掲載してあります。

第7回 豊丘村リニア対策委員会が開催されました。

開催日時：平成29年5月10日（水）午後7時～ 開催場所：保健センター2F

○委員出席者数 32名 ○長野県 2名 ○JR東海 13名 ○中部電力 8名 ○豊丘村 8名 ○傍聴者数 26名

1. 開会 昼神総務課長 2. 村長あいさつ

3. 正副会長の選出 会長 市瀬 憲 河野区長（区長会長） 副会長 北澤 貢 林区長（区長会副会長）

4. 会長あいさつ

5. 事業関係者等あいさつ

○長野県 リニア整備推進事務所 栗林調整課長 ○JR東海 中央新幹線推進本部 澤田部長

○中部電力 用地部 リニア関連送電グループ 永井統括部長

6. 協議・報告事項

(1) JR東海より

○リニア中央新幹線計画の概要説明と進捗状況等の説明

1) 事業概要・工事概要・工事に使用する道路の計画・工事用車両の運行計画及び安全対策について

2) 環境保全（トンネル掘削と発生土置き場）について

3) その他

○質疑応答

対策委員会での質問・意見・要望	事業者等の回答（JR東海等）
①処分地の安定確保	⇒本山発生土置き場の安定性の検討については、長野県の指導により、道路工盛土工指針及び宅地防災マニュアルに準拠し二次元解析による円弧滑り及び複合滑りの検討を行っています。これらの解析手法は、従来より道路盛土や宅地盛土の設計に広く用いられている信頼できる実績のある手法です。なお、道路工盛土工指針につきましては、谷間を埋める盛土の検討についても記載しております。当該地においても、安定解析手法は適用できるものと考えています。一方、三次元解析については、大規模盛土造成地の滑動崩落対策推進ガイドラインにも記載されておりますが、一般的に三次元解析よりも安全率が高くなる傾向があります。よって、三次元解析より二次元解析の方が、より安全側の設計になります。したがって今回の盛土設計では、三次元解析を用いて、より安全側の設計をしています。

②土地の安全性の事後調査

地下水を集水する有孔管は、花崗岩の粉碎土砂のため長期的には必ず目詰りする。これにより地下水位が上昇し大地震時には崩壊の危険性が増す。よって次の地下水位監視体制が必要。

- ①地下水位観測井戸の多数設置
- ②隙間水圧観測孔の多数設置
- ③上記措置には記録用センサーを設置し、結果を公表する。

③調整池

調整池は洪水調整機能も備えることから、適切に浚渫工事を行うこと。

④土砂流失の危機管理

発生土置き場の管理は、埋め立て土砂を置いている期間、事業者責任のもとで行うこと。

⑤坂島工区トンネル残土の埋め立て計画について、長野県知事は助言をJR東海に出している。現時点では、JR東海は未だ回答を出していないが、5月中旬には回答すると報道されている。JR東海旅客鉄道の回答後、速やかに対策委員会を開催し、JR東海旅客鉄道からの詳細な説明をしていただくよう求めます。また、全村民対象の説明会も開催することが必要と思われますので併せて申し入れます。

⑥本山生産森林組合の残土処分地使用の同意、及び保安林解除への同意の件について、5月3日付読売新聞の記事で報道されているが、「3月3日開催の本山生産森林組合の総代会は無効」とまで断じている。本山生産森林組合の指導監督権限を有する長野県の見解と今後について説明をお聞きしたい。

⇒(JRより)「豊丘村内発生土置き場（本山）における環境の調査及び影響検討の結果について」の長野県からの助言に対して事業者の対応方針を提出します。その後、対策委員会において報告をさせていただく事を考えています。また、これらを踏まえまして、本山発生土置き場に関しては、改めて関係者へ説明させていただくよう考えています。説明の方法については、豊丘村と調整させていただきます。

⇒(長野県より)森林組合法に基づきますと、本山生産森林組合の行政監督府は長野県で林務部の所管となります。林務部の話によりますと、総代会においては、定款に定めが無い為、無効であろうと言う考えです。土地の使用については、重要な事案である為、総会において意思決定されるよう指導しています。

⇒(本山生産森林組合長より)県とも相談しており今後どうしていくか検討しています。新聞に出ていたような内容は、私は承知しておりません。この事は生産森林組合の発足からの経過があり、当初は大正6年発足の本山更生会として誕生し、県や村の指導があって、昭和47年に生産森林組合へ移行しておりますが、四十数年間も本山生産森林組合の定款でなく、本山更生会の定款で事業運営してきたと言ふ現状です。実際にそう引継されていました。この事は現役員も最近になって初めて知ったことです。意識的に総代会を開催してきたわけではありません。私たちの理事会の中で、本山更生会の定款で運営してしまったという深い反省があり、県の指導をいただき、法に違反している部分がある事が理解できたので、指導のとおり総代会を開催する事としました。しかし、森林組合法と今生きている本山生産森林組合の定款では、生産森林組合の業務は理事会で決定できる事となっているので、私たちは理事会で決定したことを、総代会へ報告をしてきましたと解釈しています。今回の総代会では、議案として提出し、出席した皆さんの承認を得るよう指導がありましたのでその通りにしてまいります。法に準じた方向に持っていく事は、私たちの使命と思っています。しかし、多くの投書や電話など様々なご意見を伺います。その中には、かつて理事や監事をやって来た方もいらっしゃって非常に残念な気持ちでおり

- 2 乙の工事に起因して道路施設を損壊等した場合は、道路管理者に報告のうえ、乙の負担で補修等を行うものとする。
- 3 落石及び倒木等に伴う路面の軽微な損傷等は、乙により補修できるものとする。
- 4 本体工事完了後、甲乙及び道路管理者で通行ルートの点検を行い、乙の工事用車両の通行に起因して損傷したと認められる場合は、乙が補修を行うものとする。

(工事影響の低減対策)

- 第6条 道路工事及び本体工事に伴う工事用車両の通行に伴う第三者からの苦情等については、原則として乙が速やかに対応するものとし、甲は、乙に協力するものとする。
- 2 工事用車両の通行に伴う、住民や関係者からの要望等については、甲乙で対応を検討し、対応が必要な場合は乙が行うものとする。
- 3 乙は、工事における住民や関係者の不安や影響を低減するため、甲が組織する「豊丘村リニア対策委員会」に出席し、工事状況等を説明するものとする。
- 4 甲及び乙は、通行ルート沿道の関係自治会と定期的な打合せの場を設け、工事状況等を説明するものとする。

(道路管理者との協議)

- 第7条 本確認書の実施にあたり、必要な道路管理者との協議は、乙が行うものとする。

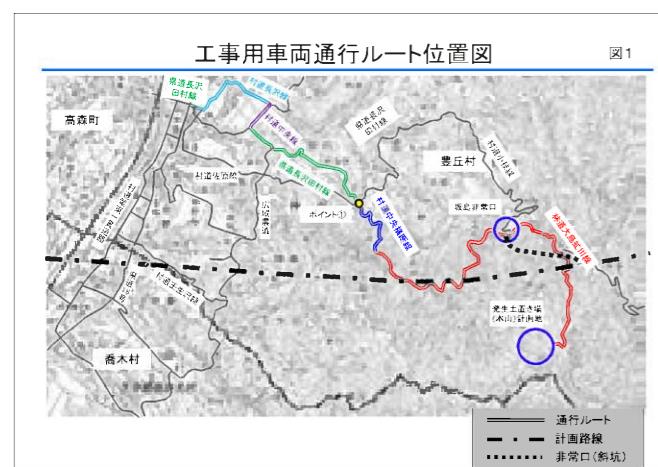
(工事施工業者等への通知)

- 第8条 乙は、この確認書の内容を乙の工事施工業者等に通知し、遵守させるものとする。

(その他)

- 第9条 甲及び乙は、豊丘村内において乙の中央新幹線伊那山地トンネル新設（坂島工区）工事以外の工事が開始される場合は、この確認書の内容について見直しを行うものとする。
- 2 この確認書に定めのない事項又は疑義を生じた場合は、甲乙協議して処理するものとする。
(以下、押印者氏名のため省略)

以上について、平成29年5月31日に村とJRの両代表押印のもと確認書を取り交わしました。



図面について詳しくは、村のホームページか豊丘村役場でご覧いただけます。

■お問い合わせ 総務課 リニア対策室 ☎35-9050

中央新幹線建設に伴う豊丘村内における 道路改良工事及び工事用車両通行等に関する確認書

豊丘村（以下「甲」という。）と東海旅客鉄道株式会社（以下「乙」という。）は、乙が実施する中央新幹線伊那山地トンネル新設（坂島工区）工事（以下「本体工事」という。）に伴う道路改良工事（以下「道路工事」という。）、及び、本体工事に伴う乙の工事用車両等の通行に関する事項に関して次のとおり確認する。

(目的)

- 第1条 乙の本体工事及び本体工事を契機として施行する道路工事に伴う工事用車両等の通行による影響を低減するため、道路工事及び工事用車両等の通行に関する確認を行うものとする。

(通行ルート等)

- 第2条 乙の工事用車両の通行ルートは、図1のとおりとする。道路工事の位置及び区間は、図2のとおりとし、詳細は別途甲乙及び道路管理者と協議し定めるものとする。
- 2 前項に定める通行ルートを変更する場合は、甲乙及び道路管理者と協議するとともに、乙は事前に関係自治会住民への周知を図るものとする。
- 3 乙は、村道中央横断線及び林道大島虻川線の道路工事本格化に際し、村道小枝線を一般車両の迂回ルートとして使用出来るよう一部区間にて簡易舗装等を実施するものとする。
- 4 乙は、道路工事完了後、乙の工事用車両通行による渋滞等の道路交通への支障が生じた場合は、甲及び道路管理者と協議のうえ、速やかに対応するものとする。

(安全対策)

- 第3条 乙は、一般車両及び歩行者の安全が確保できるよう、必要な安全対策を施すものとする。
- 2 乙は、一般車両の通行を優先し、一般車両に不便をかけないよう努めるものとする。
- 3 乙は、交通事故の防止及び通行人や一般車両の安全で円滑な交通の確保に努めるものとする。
- 4 乙は、やむを得ない場合を除き、通行ルートにおける道路の全面通行止めを行わないよう努めるものとする。
やむを得ず全面通行止めを必要とする場合は、範囲及び期間を最小限度とし、起終点及び必要箇所に看板を設置し、回覧などにより住民に周知徹底を図るとともに、緊急車両等の通行に関しては十分配慮するものとする。
- 5 乙は、工事用車両の通行に伴い必要と思われる箇所にはカーブミラーを設置する。なお、設置箇所については、甲乙及び道路管理者と協議するものとする。
- 6 冬季期間中の除雪作業について、図1のポイント①より発生土置き場（本山）計画地までは、休工日以外は乙が実施することを基本とする。その他箇所のうち村道については甲が実施するものとし、県道については道路管理者と協議するものとする。
- 7 乙は、工事用車両の通行に伴い、図3に示す、村道長沢線及び村道中央線には歩車道分離標ポールを設置するものとする。ただし、冬季期間の除雪作業等で支障することが考えられる箇所については、設置する歩車道分離標ポールについて、乙は冬季期間中一時撤去するものとする。なお、一時撤去の期間については、別途甲乙協議して定めるものとする。
- 8 乙は、きのこ山の入山規制期間中については、村道中央横断線、林道大島虻川線及び村道小枝線の道路工事を行わないものとする。なお、入山規制期間については甲より乙へ通知するものとする。

(車両通行時間)

- 第4条 工事用車両の通行時間について、資機材の運搬は午前7時から午後7時までを基本とし、通学時間帯において、乙は、工事用車両を可能な限り通行させないよう努めるものとする。また、必要により、豊丘南小学校、豊丘中学校及び村教育委員会と工事用車両通行時間について協議するものとする。
- 2 工事用車両は日曜日、その他長期休暇期間（年末年始等で事前に告知する日）は通行しないことを基本とする。日曜日及びその他長期休暇期間において工事用車両が通行する場合、乙は事前に甲に連絡し、関係自治会住民への周知を図るものとする。
- 3 村の行事等により村内の道路に通行支障等を生じることが予想される場合は、甲乙協議し、乙は工事用車両の通行について配慮するものとする。

(通行ルートの清掃及び損傷修繕復旧)

- 第5条 乙の工事に起因して道路上に土砂・粉じん等の汚れが発生した場合、乙の負担で路面清掃を行い、土砂・粉じん等の飛散防止に努めるものとする。



制度を積極的に活用ください

「自らつくる地域づくり事業交付金」は、地域の自主的な活動を支援し、地域の活性化と協働のむらづくりを実現することを目的とした、村独自の制度です。区や自治会、地域づくり団体等が自ら行う「地域づくり」に関する活動

に対し、事業費の30%（100%）を村が補助します。平成28年度は、5件の事業に活用されました。下記に実施された事業を掲載しています。

今年度も、当制度を積極的に活用いただき、地域活性化へ繋げて頂きますようお願いします。

		精度の概要	
■交付対象者		■交付率	
①区・自治会及び隣組	②村内の住民で構成する地域づくり団体等（5名以上）	③美しい地域づくり（道路沿線の植栽や環境美化等）の取り組み	②若者定住への取り組み
①ソフト事業 100%・80%・50%の3段階 （限度額50万円）	②ハード事業 80%、50%、30%の3段階 （限度額200万円）	④地域の資源を活用した産業の創出や、雇用創出の取り組み	③高齢者の生き甲斐づくりを兼ねた、地域づくりの取り組み
①地域の安心・安全な暮らしを確保する取り組み制度の概要	⑥芸術文化の振興及び伝統芸能・伝統文化の継承の取り組み	⑤災害の被害防止活動及び減災活動に直接資する取り組み	⑦その他地域の活性化に資する取り組み



■佐原区	佐原区民会館外便所工事事業
事業費	1,220千円
内交付金	610千円
■堀越区	「堀越の観光&農産物」のPR及び販路拡大戦略事業
事業費	200千円
内交付金	160千円
■山田自治会	①観光&農産物のPRチラシの作成 ②生産者情報のチラシ作成及びホームページ掲載
事業費	334千円
内交付金	334千円
■河野大宮神社獅子舞・お囃子保存会	山田会所AED更新事業
事業費	135千円
内交付金	99千円
■福島区	南信州獅子舞フェスティバル参加と器材修繕事業
事業費	118千円
内交付金	118千円
	屋台の修繕、備品の購入、第9回信州獅子舞フェスティバルへの参加
	福島てっぺん公園防犯カメラ設置工事事業
	防犯カメラの設置

■ヘルスクリーニングの実施について

7月のヘルスクリーニングを7月3日～5日に行います。
申し込みをされた方には、問診票と受診に関する通知をお届けしておりますので、持ち物・注意事項等をお読みいただき受診してください。
なお、申し込みをされていない方で受診を希望される方は、保健衛生係（35-9061）までご連絡ください。
また、6月に受診できなかった方も受診されるようお願いいたします。

平成29年度 ヘルスクリーニング（特定健診・一般健診）日程表

月日（曜日）	7月3日（月）	7月4日（火）	7月5日（水）
場所	保健センター	保健センター	保健センター
午前8：30～9：00		筏	中平
9：00～9：30	南市場1～5組	市ノ沢	胡芝・西部・東
9：30～10：00	南市場6～9組	寺垣外	中宮
10：00～10：30	城	八王子	
10：30～11：00		中部二・中部三	
午後1：00～1：30	北村	中部	上垣外・菖蒲ヶ沢
1：30～2：00	山田	地蔵道	駒沢・堂平
2：00～2：30	滝川	中芝1～5組	
2：30～3：00	北垣外	中芝6～10組	
3：00～3：30	社会保険被扶養者	社会保険被扶養者	社会保険被扶養者

■ヘルスクリーニング結果説明会の開催について

下記の日程で、ヘルスクリーニングの結果説明と生活習慣病予防のための相談を行います。

お越しいただいた順番に個人相談を行いますので、最寄りの会場にお出かけください。

（持ち物）服薬中の薬がわかるもの（お薬手帳など）、今までの健診結果

*7月の結果説明会は、6月にヘルスクリーニングを受診された方が対象です。

7月に受診された方の結果はまだ出ていませんので、お間違いのないようお願いいたします。

月 日	会 場	時 間	対 象 地 区
7月24日（月）	はつらつ	午前9時30分～11時00分	上佐原・下佐原
		午後1時30分～2時30分	林里一・林里二
		午後2時30分～3時30分	林原・木門
		午後3時30分～4時30分	上村・北入
		午後7時00分～8時00分	林里一・林里二・林原・木門
		午後8時00分～8時30分	上村・北入
7月25日（火）	保健センター	午後1時30分～2時30分	柿外土
		午後2時30分～3時30分	豊丘団地・笛久保・長沢
		午後3時30分～4時30分	北市場一
		午後7時00分～7時30分	壬生沢・福島全域
7月26日（水）	伴野区民会館	午前9時30分～10時30分	上市場・古瀬・古畠・下市場
		午前10時30分～11時30分	伴野原・大柏・小園
		午後7時00分～7時30分	壬生沢・福島全域
		午後7時30分～8時30分	伴野全域
7月27日（木）	壬生沢・福島拠点施設	午前9時30分～10時30分	壬生沢全域
		午前10時30分～11時00分	福島全域
		午後1時30分～2時30分	北市場二
		午後2時30分～3時30分	北市場三
	保健センター	午後7時00分～8時30分	全地区

お問い合わせ：健康福祉課 保健衛生係 ☎35-9061



おしらせ宅配便

高齢者等見守りネットワーク事業にご協力下さい

健康福祉課 介護保険係 ☎35-9064

豊丘村は平成29年4月現在の65歳以上の方が2123人高齢化率が32.7%になりました。

高齢になると身体的にも日常生活的にも見守りが必要な方が多くなります。

豊丘村の高齢者見守りの取り組みは行政が行っていた事業に加え平成28年度12月から多くの事業者・団体・個人のご協力のもと「高齢者見守りネットワーク」が立ち上がり平成29年度から「高齢者等見守りネットワーク事業」と拡大されました。

見守り事業内容は下記のとおりですが29年度から協力していただけた事業所・団体・個人の方々を登録させていただき村でマグネットステッカーを作成し見守活動に使用していくいただくことになりました。

た。

身近な高齢者の変化に気づいた時、連絡していただく誰ができる高齢者支援です。

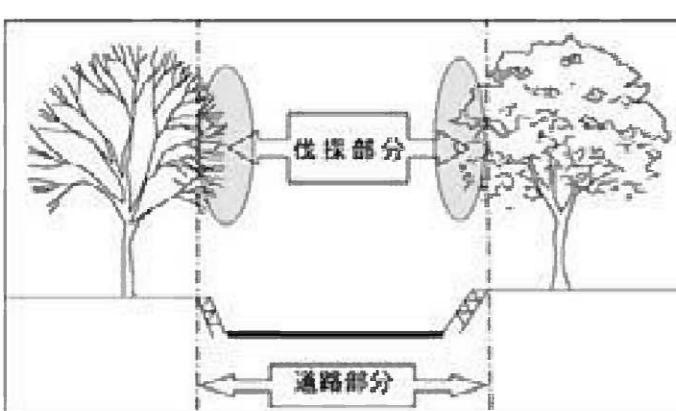
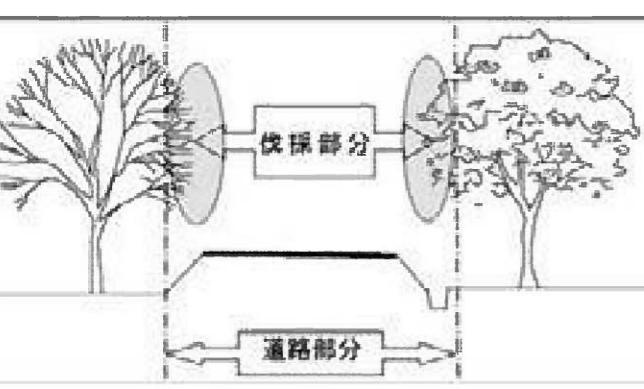
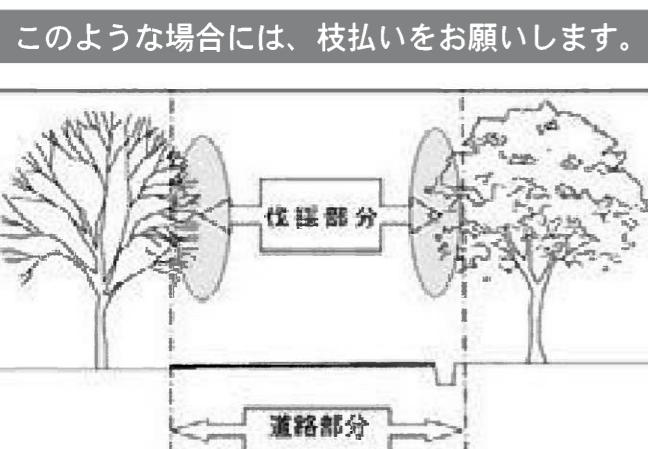
個人での登録も受け付けております。

登録された方で希望者にはマグネットステッカーを差し上げます。事業所、団体での登録の他個人での登録も受け付けております。

小さな支援をして頂ける方は豊丘村役場介護保険係地域包括支援センターまでご連絡下さい。



道路沿いの樹木の管理・剪定にご協力を!



例1 側溝までが道路敷地

例2 法尻までは道路敷地

例3 道路構造物の最上部までが道路敷地

道路や歩道への枝の張り出しがあります。歩行者および自動車等の通行に支障となる場合があります。歩行者および自動車等の通行や、強風・大雨・積雪時の安全確保のため、樹木の管理・剪定にご協力をお願いします。

樹木の倒木等が原因で歩行者や自動車等に事故が発生した場合、樹木の所有者が責任を問われる場合があります

(民法第717条および道路法第43条)

- 道路、歩道へ樹木が張り出している
- 枯れ枝、折れ枝などによる通行への障害がある、またはその恐れがある

土地の所有者の方は、樹木の伐採または枝払いをお願いします。

次のような状況が見られる

- 竹木等の繁茂による通行障害がある、またはその恐れがある
- 竹木等の繁茂により見通しが悪いなど
- 作業にあたっては、通行車両や自転車、歩行者の安全確保と、樹木からの転落防止等に十分にご注意ください。



産業建設課 土木係
☎35-9054

夜間窓口を開設しています	証明書の時間外交付を行っています
■日時：毎週月曜日（祝日・年末年始等の役場の休日を除く） 17:15～19:00	住民票・所得証明書・印鑑登録証明書は、夜間窓口とは別に時間外交付を行っています。ご希望の方は業務時間内に予約のご連絡をお願いします。
■場所：役場総合窓口（正面玄関から入ってください）	
■取扱業務：戸籍謄抄本・印鑑登録・印鑑登録証明書・所得証明書 住民票・住民票記載事項証明書・身分証明書の発行 ※転出・転入・転居等の住所異動はできませんのでご注意ください。	

税務会計課 窓口係 ☎35-9059

豊丘村高齢者等見守りネットワーク事業の内容

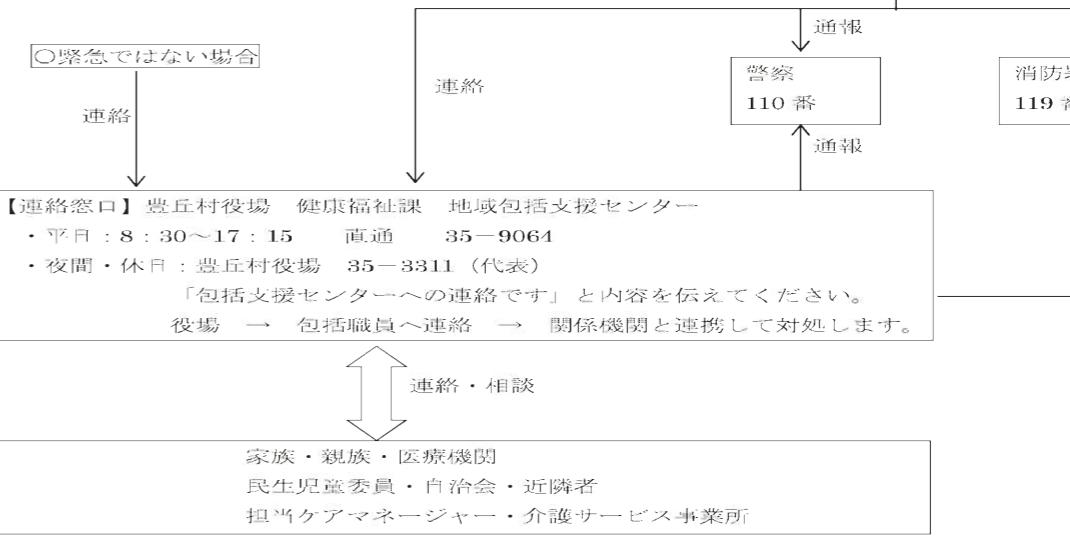
【見守り活動中の通報ガイドライン】

○高齢者等の異変（例：下記）を見たり聞いたりした時

- ・季節に合わない服装をしている。着かたがおかしい。
- ・夜間・早朝に出歩いていている。
- ・同じ洗濯物が干されたままになっている。
- ・家の周りが異常に散らかっている。
- ・郵便や新聞がたまっている。
- ・倒れている。座り込んだまま動かない。
- ・玄関で呼びかけても出てこない。
- ・顔色が悪く、痩せてきた。
- ・夜になっても電気がつかない。
- ・家の中から大声が聞こえる。
- ・不自然な傷やあざがある。
- ・見慣れない人が家に出入りしている。
- ・その他、日常と明らかに様子が違うとき。

【通報方法】

◎緊急の場合



2027リニア中央新幹線活用戦略研究会の委員を募集します

今から10年後の2027年には、リニア中央新幹線（品川～名古屋間）の開業が予定されています。

豊丘村中心部から車で10分程度の飯田市上郷地区に「長野県駅（仮称）」が開設され、開業後は東京まで約45分、名古屋まで約20分で結ばれることがあります。

リニア開通により、飯田下伊那地域には、今まで経験したことのない大きな変化が起ることが予想されます。大都市部への移動時間の大短縮による産業立地の可能性の向上、観光目的やビジネス目的による交流人口の増加等のメリットが期待される一方で、ストロー化現象といわれる人口流出なども心配されます。

村では、これら予想されるメリット、デメリットを踏まえながら、豊丘村として、リニア開通に向け、どのように地域振興を図っていくべきかについて研究する「2027

リニア中央新幹線活用戦略研究会」を立ち上げます。

新幹線が通つても、当初見込んでいた乗降客数に達しない駅もあり、そういう事例についても視察等により研究する中で、未来構想的なビジョンを作り上げたいと考えています。

豊丘村にお住まいで、②リニア開通を見据えたこれまでの村づくりに熱い思いをお持ちの方、本研究会への参加を希望される方は、7月21日（金）までに下記へお申込みください（電話、FAX、電子メールのいずれかの方法でご連絡ください。）

■お問合せ

委員を公募します

①豊丘村にお住まいで、②リニア開通を見据えたこれまでの村づくりに熱い思いをお持ちの方、本研究会への参加を希望される方は、7月21日（金）までに下記へお申込みください（電話、FAX、電子メールのいずれかの方法でご連絡ください。）

■お問合せ

総務課企画財政係 ☎35-9050 FAX 35-9065
電子メール zaisei@vill.nagano-toyooka.lg.jp

戦没者等のご遺族の皆様へ

第十回特別弔慰金の請求期限が近づいています。
平成30年4月2日までに、ご請求ください。

請求期限を過ぎると、第十回特別弔慰金を受ける権利がなくなりますので、お早めにご請求ください。

■支給対象となる方

平成27年4月1日（基準日）において、「恩給法による公務扶助料」や「戦傷病者戦没者遺族等援護法による遺族年金」などを受ける方（戦没者の妻や父母等）がいない場合に、以下の順番で順位が先になるご遺族お一人に支給されます。

支給対象者は、戦没者等の死亡当時のご遺族で

- 平成27年4月1日までに戦傷病者戦没者遺族等援護法による弔慰金の受給権を取得した方
- 戦没者等の子
- 戦没者等の①父母 ②孫 ③祖父母 ④兄弟姉妹

※戦没者等の死亡当時、生計関係があったことなどの要件を満たしているかどうかにより、順番が入れ替わります。

- 上記1から3以外の戦没者等の三親等内の親族（甥、姪など）

※戦没者等の死亡時まで引き続き1年以上の生計関係があった方に限ります。

■支給内容

国債名称 第十回特別弔慰金国庫債券 い号
額 面 25万円（5年償還）

■請求窓口

健康福祉課福祉係 担当：元島・吉川 ☎35-9060

肺がん・結核検診（胸部レントゲン検診）のお知らせ

月 日	場 所	時 間
7月12日（水）	林原木門コミュニティセンター	午前 9:30～10:00
	佐原区民会館	10:20～10:50
	長沢会所	11:10～11:30
	城会所	午後 1:15～1:45
	山田会所	2:00～2:20
	保健センター	2:40～3:40
7月13日（木）	壬生沢区民会館	午前 9:30～9:50
	福島会所	10:10～10:30
	はつらつ	10:50～11:40
	小園研修センター	午後 1:15～1:45
	伴野勤労者福祉センター	2:00～2:45
7月14日（金）	堀越区民会館	午前 9:30～10:00
	河野児童クラブ（旧農協河野支店）	10:20～11:30
	中芝会所	午後 1:15～1:45
	保健センター	2:00～3:00

● 交換時のご協力について
お願い

1・交換作業は、腕章を付けています。
た村の指定業者が訪れ、注意を払って行います。その際に料金を請求する事はありません。何かありましたら、役場上下水道係までお問い合わせください。



● お問い合わせ
豊丘村役場 環境課
☎35-9058

問い合わせください。

3・作業の支障とならないよう
2・水道メーターハーネスの
1・水道メーターの交換作業
は、10～20分程の断水をして行います。大変ご不便をおかけしますが、ご協力を

お願いします。

その他のお願い・留意事項

○燃やすごみ収集関係

- ▶ 現在使用している「紙製の燃やすごみ袋」が残った場合は、9月以降も使用できます。
- また、「廃プラスチック類」収集袋の残りは、「容器包装プラ」収集に使用してください。
- 新しい「燃やすごみ袋」の販売価格は、現在の紙袋より100円程度安くなる見込みです。
- ▶ 容器包装ビニール・プラスチック類、ペットボトル、紙製容器包装、段ボールなどは、今までどおり資源ごみとして回収します。
- 汚れの落としにくい物は、燃やすごみとして出すことができます。**
 - ※ きれいなものは資源ごみ回収へのご協力をお願いします。
- ▶ 廃プラスチック類の乾電池は必ず外してください。金属、ガラスは原則取り除いて袋に入れてください。大きなガラスの取れない物は、埋め立てごみ収集へ出してください。
- ▶ 切断や分解しても袋に入らない大きな廃プラスチックは、粗大ごみ収集か、稲葉クリーンセンターへ直接搬入してください。どちらも有料収集です。
- ※ 稲葉クリーンセンターへ直接搬入できる物の大きさ
【たて1.5m × よこ3.0m × 厚さ0.4m以内】
スケート靴など大きな金属部分が取り外せない物も、粗大ごみ収集へ出してください。
袋に入る大きさで燃やせないもの（ヘルメット・ラケット）に限り、無料で粗大ごみとして収集します。
- ▶ 生ごみは引き続き、できるだけ水分をきって袋へ入れてください。

○その他

- ▶ 燃やすごみを出せる日は、今までどおり週3回（日曜・火曜・木曜日）です。
 - 廃プラ類が燃やすごみとなり、収集量の増量が予想されます。日曜日は燃やすごみ収集箱が満杯になることが見込まれますので、できるだけ火曜日・木曜日に出してください。
 - ▶ 今回の収集方法の変更に伴い、「ごみ分別ガイドブック」を新しく発行します。
 - 8月に全戸配布を予定していますので、ご確認・ご活用ください。
 - ▶ 引き続き、ごみの減量化や資源化にご理解・ご協力いただきますよう、よろしくお願いします。
- ※ ご不明な点などは、お気軽に役場環境係へお問い合わせください。

環境課 環境係 835-9057

汚れた水は“ちいさな微生物”がきれいにしています。

下水道・浄化槽をたいせつに使うために…家族みんなが知ってほしいこと。

水と一緒にゴミは流さない。微生物の活動が悪くなります。

●料理に使って残った油は、流しに流さないでください。
凝固剤等で固めるなどの処置をして、燃えるゴミとして出してください。特に油は、きれいな水になりにくい物質です。

●野菜くずなどの生ゴミは、できるだけ流さないでください。
水分をよく切り、燃えるゴミとして出してください。または、有機肥料として利用してください。

洗剤は中性のものを、漂白剤などは適量を使う。塩素系は避ける。

●洗濯に使う洗剤には、なるべく無リン・中性のものを使ってください。
●便器や浴槽の掃除には、塩素系の洗剤を避けてください。
微生物は、薬剤に弱いので、処理できなくなります。消毒用アルコールのご利用をおすすめします。

水に溶けないもの、微生物が分解できないものは流さない。

●トイレでは、トイレットペーパーを使用し、たばこの吸い殻・紙おむつ・衛生用品などの異物は絶対に流さないでください。

平成29年9月から『燃やすごみ』の出し方が変わります！

新焼却処分場（稲葉クリーンセンター）が9月から処理を開始します。このことに伴い、燃やすごみ指定袋が新しくなり、現在「廃プラスチック類や革製品などが燃やすごみの対象となります。歯ブラシ、CD・DVD、靴、スポンジ、サンダル、革製やビニール製のバッグ、ゴムホースなどが9月から燃やすごみとして出すことができます。廃プラスチック収集以外は、これまでと同様に分別収集します。

◆ 現状と変更後の比較



国民年金保険料は納付期限までに納めましょう

平成29年4月分から平成30年3月分までの国民年金保険料は、月額1,649円です。

保険料は、日本年金機構から送られる納付書により、金融機関・郵便局・コンビニで納めることができます。

日本年金機構では、国民年金保険料を納付期限までに納

税務会計課 窓口係
35-9059

平成28年度個人情報公開の実施状況

豊丘村個人情報保護条例

は、個人情報の適正な取り扱いの確保に関する必要な事項について、個人の権利利益の侵害の防止を図り、公正かつ適正な村政の運営に資するなど的目的として定められています。そこで、条例第30条の規定により平成28年度の実施状況を公表します。

実施機関	申請	左の内訳				不服申立
		公開	一部公開	非公開	不存在	
豊丘村	0件	—	—	—	—	—

5年経過後の「戸籍の除附票」の発行を開始しました

戸籍の附票とは、本籍地に記録される住所履歴の証明であり、戸籍が除籍（戸籍の中の人達が全員除かれた状態）となってから5年を経過すると從来は保存期間経過により証明として交付できませんでした。

近年、相続登記等に必要な事案が増加してきたことから法務局の依頼を受け5年経過後の「戸籍の除附表」について交付を開始しました。

平成15年、戸籍のコンピュータ化に伴い改正された附票を平成改正原附票と呼びますが、こちらの原附票に関しましても行政証明として発行いたします。

ご不明な点等は役場窓口係までお問い合わせください。

税務会計課 窓口係 35-9059

天竜川河川愛護活動へのご協力のお願い

7月は河川愛護月間です。国土交通省天竜川上流河川事務所の呼びかけにより、毎年、住民の皆様のご協力をいただき天竜川のごみ拾いを実施しています。

今年も、下記のように計画しましたので、多くの皆様のご協力をお願いします。

■実施日時 7月2日（日）午前7時から（小雨決行）

■集合場所 芦部川尻水辺マレットゴルフ場駐車場

■活動内容 天竜川沿線のごみ拾い※この作業は奉仕活動で、1時間程度で終了します。

※軍手やごみ袋は作業前に配布しますので、歩きやすい支度で参加してください。



産業建設課 土木係 35-9054

平成29年度「緑の募金」運動へのご協力ありがとうございました

この度は、深いご理解とご協力を頂き、下記のとおり緑の募金運動を実施することができます。皆様のご厚志に心から御礼を申し上げます。

なお、集められた募金は『飯伊地区緑の募金委員会』を通じて、各市町村の緑化事業の補助、小学校新入児童への花木配布等、緑豊かな郷土づくりや森林の保全運動に活用させて頂きます。

豊丘村募金総額：189,788円

産業建設課 商工林務係 35-9056

こんにちは 農業委員会です

農業委員会事務局（産業建設課 農政係 35-9056）

◆遊休農地対策について

6月下旬から7月中旬にかけて、農業委員が「農地パトロール」（農地の利用状況調査）を行います。農地パトロールとは、各地区的農業委員が農地を巡回し、以下の確認を行なうものです。

農地パトロールの際は、農業委員が農地に入ることがあります、ご理解ご協力を願います。

- ・荒廃農地の把握
- ・農地法の許可案件（住宅等の農地転用許可）の履行状況の確認
- ・農地の違反転用の早期発見など

農業者の高齢化や担い手不足、農地条件が悪いなどの理由により、耕作放棄地、不作付地といった荒廃農地がさらに増加することが見込まれます。

荒廃農地は、雑草・雑木の繁茂や病害虫の発生、さらに荒廃が進むと有害鳥獣の住み家やゴミの不法投棄など、周辺で耕作をしている農業者の方に迷惑をかけるだけでなく、農村景観や生活環境の悪化にもつながる深刻な問題です。

なお、草が生い茂り、管理や耕作が必要な農地につきましては、農業委員会より適正な管理のお願い通知を送付させていただきます。日頃から耕作いただくのが最良ですが、耕作が困難な場合は、耕作できる方と貸借を行うなどの保全管理をお願いいたします。

自分の農地は責任を持って管理し、他人の迷惑にならないようにしましょう。

◆豊丘村の荒廃農地について（平成28年度農地パトロール結果）

昨年度に行った農地パトロールにより、全村面積に対する約9%の農地のうち、21.2%が荒廃農地と判定されました。

豊丘村の面積（H27.10.1時点）	7,679ha
豊丘村の農地面積	674ha（全村面積の約9%）
うち、豊丘村の荒廃農地面積	143ha（農地面積の21.2%）
うち、再生可能な荒廃農地	51ha
うち、再生困難な荒廃農地	92ha

村には、農業者が荒廃農地を借り受け再生した場合の助成や、その他各種農業支援の助成事業がありますので、お気軽にお問い合わせ願います。

◆地目変更登記をしましょう

過去に農地転用許可済みであって、農地から宅地や駐車場に転用した土地の登記上の地目が「農地」になってしまったままのケースが見受けられますので、地目変更登記を行なっていただきますようお願いいたします。変更登記を行なわざそのままになっている場合、農地パトロールで違反転用扱いとなる場合がありますので、ご注意願います。

フォト・リポート

— 5月・6月の出来事 —



福島棚田オーナー 田植え

福島木村地区の棚田では、5月27日にオーナーと住民による田植えが行われました。また、新企画として、コスプレによる田植えも行われました。

今年は、県内外から5組20人のオーナーが来村、さらに田植え協力隊として3組も参加しました。棚田は全部で15枚ほどあり、オーナーの皆さんには泥まみれになりながら、およそ2時間、苗の手植えを体験しました。

午前11時過ぎからは、今年の新企画、コスプレイヤーによる田植えも行われ、村外から6組が参加し、イベントを盛り上げました。

田植えの後は、福島春日神社で餅つきと昼食交流会が行われました。

昼食交流会には、オーナー、地元の皆さんあわせて総勢70人が参加し、オーナーの皆さんには、福島のおもてなしに感激しながら味わっていました。



北保育園 草もちまつり

北保育園では、草もちまつりを24日に行ない、滝川自治会の皆さんと草もちを食べて交流しました。

昔、滝川地区一帯は養蚕が盛んで、滝川公園には養蚕の守り神「蚕玉様」が祀られており、春にはお祭りが行われていたそうです。

また、「池泉庵」と呼ばれる滝川観音堂では、300年程前まで草もちまつりが行われ、近隣から訪れる人も多かつたそうです。

園児たちは、滝川の皆さんと一緒に輪なり草もちをいたたくと、美味しそうに頬張っていました。

こうして草もちをいただいた後は、滝川地区の皆さんと楽しく交流した園児たちでした。



豪雨に備え 消防団水防訓練

消防団では水防工法を学ぶ訓練を5月21日に林水防倉庫付近の堤防で行いました。

訓練では数ある工法のうち、蛇かご、竹流し、シート張り、月の輪工法の4つを作製しました。団員は作製手順などを確認しながら各工法を作り上げました。

およそ2時間をかけて完成すると、各小隊長がその効果や注意点などを説明しました。

この日は、日赤奉仕団の炊き出し訓練も行われ、140人分のおにぎりとみそ汁が配られました。

豊丘48オールスター ズ県大会優勝報告

豊丘村のソフトボールチーム、豊丘48オールスターが、5月24日に丘48オールスターが、5月24日に月21日に林水防倉庫付近の堤防で行いました。

7日に東御市と佐久市で開かれた、村長室を訪れ、村長に優勝を報告しました。

48オールスターは、5月6日と7日に東御市と佐久市で開かれた、「第32回 全日本少年ソフトボール大会」に登場し、並み居る強豪を倒し、見事、県内29のソフトボールチームの頂点に立ちました。

今回の県大会で優勝した48オールスターは、9月2日から4日に静岡県で開かれる全国大会に出場します。



行政相談員 神谷敏彦さん表彰

この3月まで行政相談員を務められた、市ノ沢の神谷敏彦さんに、長年の功績に対し、国から感謝状が贈られました。

神谷さんは、平成19年から10年間、行政相談員を務められました。その間、月1回の行政相談日に、行政サービスに対する苦情や意見、行政の仕組みや手続きに関する相談を受け、その解決のための助言や行政に対する通知などを行ってきました。

なお、新しい行政相談員は、城の福澤英夫さんが務めます。



園児がアスパラの収穫と味を楽しむ

保育園では年長児がアスパラガスの収穫を体験し、採れたての味を楽しみました。

5月10日には南と中央の園児が伴野原にある原賢治さんが栽培している畑を訪れました。

園児達は沢山ある中から、太くて長い物を選び、ハサミを使って3本収穫。そのうちの1本をその場で塩ゆでにして食べました。採れたてのアスパラはほのかに甘く、園児たちはおいしそうに味わっていました。

残り2本はお土産として家に持ち帰り家族と食べたそうです。



豪雨に備え 消防団水防訓練

消防団では水防工法を学ぶ訓練を5月21日に林水防倉庫付近の堤防で行いました。

訓練では数ある工法のうち、蛇かご、竹流し、シート張り、月の輪工法の4つを作製しました。団員は作製手順などを確認しながら各工法を作り上げました。

およそ2時間をかけて完成すると、各小隊長がその効果や注意点などを説明しました。

この日は、日赤奉仕団の炊き出し訓練も行われ、140人分のおにぎりとみそ汁が配られました。

豊丘48オールスター ズ県大会優勝報告

豊丘村のソフトボールチーム、豊丘48オールスターが、5月24日に月21日に林水防倉庫付近の堤防で行いました。

7日に東御市と佐久市で開かれた、「第32回 全日本少年ソフトボール大会」に登場し、並み居る強豪を倒し、見事、県内29のソフトボールチームの頂点に立ちました。

今回の県大会で優勝した48オールスターは、9月2日から4日に静岡県で開かれる全国大会に出場します。



こんにちは! 笑顔 きらきら 子育て広場 です

◆さつまいもの苗、植えたよ～!◆ ~ぴょんぴょん・とこここ広場~

今年は、だいちの畑を借りて、さつまいもを作ります。2歳・3歳の親子広場のお友だちが畑に苗を植えました。初めて苗を植える子もいましたが、だいちの方が発案した道具を使い、おかあさんの手を借りながら苗を植えました。今から、収穫の秋を楽しみにしている子ども達です。



だいの尾曾さんに植え方を
教えていただきました。



おかあさんと一緒に力を入れ
土の中に苗をギュ~!



「大きなきつまいまいもができますように」と、みんなでお願いしたよ！

◆ 絵本との触れ合いタイム ◆ ~親子の絆を深めましょう~

子どもの言葉と心を育てる絵本、子育ての中で活用していますか？親子で話の内容を楽しんだり、親子で一緒に居る時間を楽しんだりと、子どもが親の愛を感じる時間となります。

子育て支援センターに来て、子どもがお母さんの膝の上に座りやさしい声で絵本を読み聞かせしている親子の姿が見られます。微笑ましい姿です。子育て支援センターにも、絵本がたくさんありますので、ぜひご活用ください。

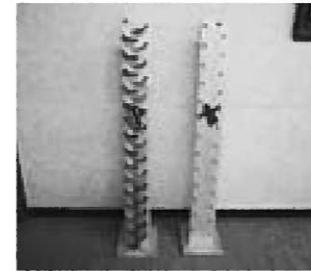


◆ おもちゃが増えました! ◆ ~木のおもちゃであそぼ!~

子育て支援センターのげんきっこ広場に新しい「木のおもちゃ」が増えました。



《親子で子育て支援センターへ遊びに来てね～！》



上から下へとカタ
カタ人型と電車が
降りてきます。
降りてくる姿や音
が「おもしろい！」
と人気のおもちゃ
です。

◆ 豊丘村子育てサイト「ミテミ」 ◆

インスタグラムへのたくさんの投稿ありがとうございます。豊丘村に関する写真がいろいろあり豊丘村の豊かな自然の素晴らしさを再認識しております。スマホ・パソコンで「#とよおかミテミ」より、どなたでも投稿できますので、豊丘村に関連した素敵なお写真の投稿をお待ちしております。

Three small, round-headed cartoon ants are shown from the side, walking towards the right. The ant in the center is carrying a rectangular gift box with a striped pattern and a small bow on top.

血糖とは、血液中の糖のことを表し、HbA_{1c}とは、血糖値の過去1～2か月の平均を表しています。HbA_{1c}は赤血球の成分に、糖がどれくらいくっついているのかということを見ています。

血糖値は空腹時であれば、99 mg/dlまで、食後であれば139 mg/dlまでが基準です。HbA_{1c}は5%までが基準です。それ以上になると、血液の中の糖の量が多い、高血糖という状態になります。高血糖を放置すると、この状態は進行してしまいま

血液検査項目

すが、生活習慣を見直すこと
でよくなる可能性があります。

血糖値は主に糖(炭水化物)があげています。糖にはタイプがあり、血糖値を一気にあげる単純糖質と血糖値が緩やかに上がる複合糖質があります。上がった血糖値を下げるのはインスリンというホルモンになります。これは膵臓で作られます。単純糖質の摂り過ぎは、膵臓を疲れさせ、インスリンの生産能力が落ちていきます。元々遺伝等で生産能力が低い方もいます。インスリン生産能力が高い方でも内臓脂肪の蓄積により、インスリン自体の効きが悪い場合もあります。これらの原因でインスリンの分泌が間に合わなかつたり、効きが

負担の大きい単純糖質の摂り方がポイントになります。単純糖質とは、果物・ジュース・菓子類・砂糖・酒・ビール等です。漬物や煮物に含まれる砂糖も単純糖質になります。

砂糖の一日の目安量は、60歳未満の成人の方は20 g（大さじ2杯分）、60歳以上の方と血糖値の高い方は、負担を少なくするために10 g（大さじ1杯分）となっています。

下の表は、食品に含まれる単純糖質の量を砂糖に換算したもので、夏になり、飲む機会が増えるスポーツ飲料はペットボトル1本で約30 gの砂糖が含まれています。アイスクリームも1カップで約30

悪かつたりすると、食後高血糖になり、HbA_{1c}が上がります。そのため、インスリンやすい臓を守るために、自分の体に合った食べ方をしていくことが大切になります。

gの砂糖が入っています。
ビール500mlには15g入っています。

ために、普段のご自身の食生活を振り返つてみてください。

★一日の砂糖の目安量	食品に含まれている砂糖の量 (単純糖質を砂糖に換算)
60歳以下の成人 20g	
60歳以上・高血糖の方 10g	
	
アイスクリーム 1個 砂糖 30g	
	
	チョコレート 6かけ 砂糖 12g
	
ビール 500ml 砂糖 15g	
	
	オレンジジュース 200cc 砂糖 25g

くらしの

情報

今月の納税



この作品は豊丘村青色申告会長賞です。

口座引落日 7月27日(木)
納入日 7月28日(金)
納期限 7月31日(月)

・集合税
・固定資産税
・下水道料
・有線使用料
・保育料
・介護保険料(普通徴収分)
・後期高齢者医療保険料(普通徴収分)

・引落日の前営業日までに口座をご確認ください。
■口座の変更や内容の追加は、引落しの前月までにお願いします。

税務会計課 税務係 ☎35-9051

国民健康保険・後期高齢者医療・その他保険に加入されている平成29年8月から、70歳以上の皆さまへ高額療養費の上限額が変わります

全ての方が安心して医療を受けられる社会を維持するために、高齢者と若者の間での世代間の公平が図られるよう、負担能力に応じたご負担をいただく必要があります。

そのため、平成29年8月から、70歳以上の皆さまの高額療養費の上限額が変わります。

皆さまのご理解をお願いいたします。

高額療養費制度とは、

1ヵ月に支払った医療費が高額になり、決められた上限額を超えた場合に、上限額を超えてお支払いいただいた分を払い戻す制度です。上限額は、個人もしくは世帯の所得に応じて決まっています。

平成29年8月から、70歳以上の方の上限額が下表のように変わります。

70歳以上の方の上限額(月ごと)

どの適用区分に該当するかは、被保険者証、高齢受給者証または限度額認定証でご確認いただけます。

平成29年7月まで		平成29年8月から	
適用区分	外來(個人ごと)	外來+入院(世帯ごと)	外來(個人ごと)
現役並み	課税所得 145万円以上の方 44,400円	80,100円 +(医療費-267,000円)×1% (多回回44,400円※2)	57,600円
	12,000円	44,400円	14,000円 年間上限 14万4,000円 (多回回44,400円※2)
低所得者	課税所得 145万円未満の方(※1) 8,000円	24,600円	24,600円
	I 住民税非課税世帯 (年金収入80万円以下など) 15,000円	8,000円	15,000円

※1 世帯収入の合計額が520万円未満(1人世帯の場合は383万円未満)の場合や、「旧ただし書所得」の合計額が210万円以下の場合も含みます。

※2 過去12か月以内に3回以上、上限額に達した場合は、4回目から「多回回」該当となり、上限額が下がります。

お問い合わせ

国民健康保険・後期高齢者医療ご加入の方 健康福祉課 保健衛生係 ☎35-9061
健康保険組合・全国健康保険協会・共済組合・国民健康保険組合にご加入の方 ご加入の保険者まで

■試験日	7月3日(月)
■提出先	望する第1次試験地に対応する国税局(国税事務所)
■受付期間	6月19日(月)午前9時~6月28日(水)受信有効
■申込み方法等【原則】	インターネット申込み http://www.jinji-shiken.go.jp/jukken.html

■申請受付期間	対象となるには一定の要件があります。
■登録料	新規就農を目指して農業大學生や先進農家(※)などで研修を受ける場合に、年間150万円(最長2年間)を交付します。
■登録対象期間	7月21日(金)~9月20日(水)
■お問い合わせ	長野県農村振興課 ☎026-235-7373 ハピナビオフィス

定例相談 ●秘密厳守・相談無料●	
行政相談(定例)・くらしの相談	障がい者福祉
□日 時 7月26日(水)午後7:00~9:00	□障がい者の生活・障害者手帳・支援費制度・補装具・各種手当等に関する相談
□場 所 介護予防拠点施設「はづらつ」	健康福祉課福祉係(TEL35-9060)
□相談員 行政相談委員(神谷敏彦)、民生児童委員	□身体障がい・知的障がいに関する相談
行政相談(随時)	飯伊圏域障がい者総合支援センター(TEL24-3182)
□相談員 神谷敏彦(行政相談委員)(自宅 TEL35-5121)	□精神障がいに関する相談
□内 容 国の仕事など行政全般に対する苦情や要望など	南信地域生活支援センター(TEL56-8732)
高齢者福祉	ながの結婚マッチングシステム登録料割引キャンペーン
各地区的民生児童委員	結婚希望者のプロフィールをデータ検索してお見合い相手を探すことができる「ながの結婚マッチングシステム」の新規・更新登録料が割引になります。
健康福祉課福祉係(TEL35-9060)	なるキヤンペーンを実施します。
在宅介護・介護保険制度	お問い合わせ
□在宅介護に関する相談	長野県婚活支援センター ハピナビオフィス
地域包括支援センター(TEL35-9064)	■登録料(2年間) 通常 5,000円 割引後 4,000円
□介護保険料及び納入方法に関する相談	■お問い合わせ 県庁次世代サポート課 ☎026-235-7373 7月21日(金)~9月20日(水)
健康福祉課介護保険係(TEL35-9060)	

保育園 どれみ

No 190



☆どのイチゴがおいしいかな!?



☆梅とり!う~ヨダレガでちゃう!!



☆南保育園の新しい仲間をご紹介!
がえるびー?



☆梅干しと梅ジュース作りに挑戦!おいしくできます
よーに☆



☆おいしいレタスが採れました!



☆登喜和会交流?やさしいおばあさん達と一緒によもぎパンつくつたよ^_^

在籍園児数 H29.6.1現在

	未満児	3歳児	4歳児	5歳児	合計
北保育園	24	15	29	21	89
中央保育園	25	30	33	36	124
南保育園	13	12	6	12	43
合計	62	57	68	69	256



豊丘村キャラクター
「だんQくん」

広報とよおか 2017.7

■通巻316号

●人の動き● H29.6.1現在(前月比)

人口: 6,767人 (-4)
男: 3,349人 (+3)
女: 3,418人 (-7)
世帯: 2,123戸 (-3)

住民異動届(5月中)
転入: 9人 転出: 9人
出生: 5人 死亡: 9人



豊丘村ロゴマーク

●編集・発行●

豊丘村役場 総務課 企画財政係

〒399-3295 長野県下伊那郡豊丘村大字神籠3120番地

電話 0265-35-3311(代表) / FAX 0265-35-9065

ホームページ <http://www.vill.nagano-toyooka.lg.jp>

電子メール info@vill.nagano-toyooka.lg.jp

■印刷／龍共印刷株

